

都道府県ごとの教師の精神疾患を原因とした病気休職「発生率」のデータ報告Ⅱ —平成19年度のデータを中心に—

A Statistical Report on Sick Leave Taking among Japanese Teachers due to Psychological Illness Ⅱ

(2010年3月31日受理)

高木 亮
Ryo Takagi

Key words : 教師ストレス, 精神疾患による病気休職, 公立初等中等学校

要 約

本稿は「平成19年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況一覧」に47都道府県の教師数を比較することで、教師の精神疾患による病気休職者数の発生比率を計算し、その関連要因の検討と議論を行うことを目的とする。高木(2009)の平成18年度報告につづき、本稿でも平成19年度の文部科学省の諸報告等を基に相関性の高い要因を探索することで、「発生率」の規定要因について議論を行う。加えて、教師の精神疾患による病気休職と多忙・多忙感およびストレスと言ったテーマに関する今後の課題について若干の検討を加えることとした。

1. 本報告の目的

(1) はじめに

教育職員⁽¹⁾(以下「教師」)の精神疾患による病気休職者数は平成9年度の1,609人から平成19年度の4,995人と10年で約3倍にまで増加している。この状況は多くの教師ストレス研究の序文で取り上げられるほど一般化した問題意識である。ここでは諸研究が盛んに触れる精神疾患による病気休職の性質や実態を検討することを目的とする。

(2) 地域性の検討という課題

具体的な教師ストレスの改善を論じる上でも、また精神疾患による病気休職者の問題を検討する上でも、教師ストレスの地域性の議論は重要であろう。しかし、量的研究のほとんどが特定の地域のみを調査対象としているため、比較を通じた地域性の議論が行いきれないという限界がある。また、北海道の教師の精神疾患による病気休職・病気休暇判定に携わる精神科医のデータ報告(遠

藤, 1997)や東京都の教師のメンタルヘルス阻害要因の検討を行った研究(杉澤ら, 1996)、沖縄県の教師のライフストレス研究(奥平ら, 2000)などがすでにある。しかし、いずれも地域特有の問題意識に触れてはいるが他地域とのデータ比較を行っていないため、相対的で詳細な地域性を検討できない。

例外的に都道府県の教師のストレス比較と関連要因を検討した小島秀夫氏らの研究⁽²⁾が興味深い。そこでは非行・不登校・校内暴力・家庭内暴力・生徒間のいじめ・同僚間のいじめ・親による生徒の虐待などを教師の認知件数として尋ね、大阪、静岡、鳥取、滋賀などの深刻さを指摘している一方で、問題それぞれによって地域での発生件数が大きく異なることなどを指摘している。同様に文部科学省の2008年に発表した「平成18年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況一覧」をもととした高木(2009)(以下「平成18年度データ報告」)も精神疾患に関する病気休職者の発生率は自治体により10倍以上の地域差を報告しており、都道府県という単位での地域性の違いを探ることに意義を見いだすことができる。

そこで、本稿は2009年に文部科学省が発表した「平成18年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況一覧」と「平成18年度学校基本調査」をもとに教師の精神疾患による病気休職発生率（以下「発生率」）を換算し、それらと連動する要因を相関係数をもとに検討しつつ精神疾患による病気休職の地域性についても考察を行うこととした。

2. 「発生率」のランキング化

(1) データとデータ処理の概要

まず、発生率を47都道府県ごとに換算しランキング表を作成する。データについては以下の手続きで都道府県ごとに集計した。

①文部科学省(2009)『平成19年度教職員に係わる懲戒処分等の状況について』の「表9 分限処分の状況一覧(平成19年度)」⁽³⁾に示された64都道府県政令市ごとの精神疾患による病気休職中の教師数を47都道府県に集計し直した。

②文部科学省(2008)『平成19年度学校基本調査』⁽⁴⁾における小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎専任職員の本務者を集計した。都道府県ごとに上記の〔①精神疾患による病気休職者数〕から〔②教職員本務者合計〕を割ることで各都道府県ごとの「発生率」を計算した。「発生率」の高さの順にランキング化したものを表1に示す。確認のため〔①の全国合計数〕から〔②の全国合計数〕割ったところ「0.00553」となり、「表9 分限処分の状況一覧(平成19年度)」の全国平均「0.0055」と一致した。

(2) 「発生率」都道府県ランキングの概要

平成18年度データ報告との共通点と変化について概観したい。

まず、共通点を挙げる。

- ・大阪府や東京都といった大都市圏の「発生率」が共通して高い。
- ・沖縄県や広島県、岡山県といった必ずしも都市圏とは言いきれない特定の県も上位を占めている。
- ・山梨県や茨城県、富山県、静岡県、山形県などラン

表1. 平成19年度「発生率」ランキング

		精病休計	本務職員計	発生率
1	沖 縄 県	153	13977	0.010946555
2	大阪府・大阪市・堺市	540	53660	0.010063362
3	広島県・広島市	169	20087	0.008413402
4	神奈川県・川崎市・横浜市	379	48206	0.007862092
5	東 京 都	416	57260	0.007265107
6	福岡県・北九州市・福岡市	234	32463	0.007208206
7	京都府・京都市	136	19353	0.007027334
8	島 根 県	55	7974	0.006897417
9	大 分 県	66	10596	0.006228766
10	岡 山 県	95	15338	0.006193767
11	愛知県・名古屋市	277	45644	0.006068706
12	山 口 県	68	12034	0.005650656
13	栃 木 県	85	15230	0.00558109
14	千葉県・千葉市	213	38439	0.005541247
15	高 知 県	44	7941	0.005540864
16	北海道・札幌市	246	44855	0.005484338
17	岩 手 県	67	12565	0.005332272
18	新潟県・新潟市	103	19561	0.005265579
19	鳥 取 県	30	5856	0.005122951
20	和 歌 山 県	47	9405	0.004997342
21	佐 賀 県	39	7834	0.0049783
22	三 重 県	76	15523	0.004895961
23	埼玉県・さいたま市	208	43168	0.004818384
24	福 島 県	87	18418	0.00472364
25	鹿 児 島 県	81	17164	0.00471918
26	宮城県・仙台市	83	18262	0.004544957
27	徳 島 県	33	7552	0.004369703
28	長 野 県	79	18611	0.004244801
29	宮 崎 県	42	10002	0.00419916
30	滋 賀 県	48	11481	0.00418082
31	青 森 県	53	12943	0.004094878
32	熊 本 県	61	15298	0.003987449
33	愛 媛 県	48	12181	0.003940563
34	群 馬 県	62	15800	0.003924051
35	香 川 県	31	8004	0.003873063
36	長 崎 県	50	13184	0.003792476
37	福 井 県	28	7527	0.003719942
38	奈 良 県	37	10124	0.003654682
39	石 川 県	34	9543	0.003562821
40	秋 田 県	34	9994	0.003402041
41	岐 阜 県	54	16220	0.003329223
42	兵庫県・神戸市	131	39921	0.003281481
43	山 梨 県	19	7598	0.002500658
44	茨 城 県	57	22925	0.002486369
45	静岡県・静岡市・浜松市	58	24073	0.002409338
46	山 形 県	24	10094	0.00237765
47	富 山 県	15	8677	0.001728708

キング下位の特定の県も概ね下位を占めている。一方で違いについて列挙してみよう。

- ・平成18年度で28位の千葉県と40位の京都府がそれぞれ平成19年度には14位と7位に上昇している。例えば千葉県は2割程度、京都府はほぼ倍に精神疾患による病気休職者が増えたためである。
- ・平成18年度3位の岡山県と6位の高知県、10位の和歌山県が平成19年度にはそれぞれ10位、15位、20位と大きくランキングが下がっているが、いずれも病気休職者数は10人程度の漸減である。この原因は全国的な病気休職者の増加と15000人程度の母数（教職員数）ではランキングの位置においては大きく変化したように見えるためであるといえる。

3. 「発生率」 関連要因の探索

次いで、この「発生率」を規定する要因を議論するため、公刊諸統計との相関を検証することとした。平成18年度データ報告では全国一斉学力調査における学力の高さが高い負の相関として機能していることと、特殊な保護者の問題を示唆する給食費未納者発生比率が中程度の正の相関であること、従来は「ストレッサー」などとして注目されてきた不登校発生率や校内暴力発生率は弱い相関がかるうじて見られる程度であることなどが示された⁽⁵⁾。このような示唆を踏まえ今回は教育行政機構にも注目した変数を投入することとした。検討する変数を以下に示す。

(1) 教育行政に関わる変数

病気休職自体が分限処分であり行政命令としての性格を持っている。また、病気休職のケアであり病気休職の予防に関わる対応、さらに病気休職の原因である教育活動の不全を抑制することができることを期待する意味で『学校基本調査 平成19年度』から比率として算出できる変数をいくつか投入することとした。いずれも都道府県ごとに算出した。

③教育委員会の規模(教育委員会の抱える児童生徒数)を、〔小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の児童生徒数合計〕から〔教育委員会の数〕を割ることで算出した。

④学校の平均的規模を、〔小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の児童生徒数合計〕から〔公立学校の数〕を割ることで算出した。

⑤36人以上の学級の多さを、法定基準の40人以下でもっとも多いグループとして表示されている〔36人以上の学級数〕から〔全学級数〕を割ることで計算した。

⑥自治体における学校自体の多さを、小学校と中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の学校数の合計数を算出した。

⑦非正規採用教職員(兼務者)の多さを、〔小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校兼務者数合計〕から〔小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校兼務者数合計〕と〔小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校本務者数合計〕をさらにあわせた数で割ることにより計算した。

(2) 教育諸問題認知件数に関わる変数群

平成18年度のデータ報告ではいじめや不登校、校内暴力といった諸問題が文部科学省統計では相関として弱い相関しか示されなかった。ここでは学校単位の行政報告ではなく教職員の認知件数で見ることで再検討を行う。教育社会学的全国調査のデータとして茨城大学教育学部小島秀夫教授のご許可を得て小島ら(2004)のデータから以下を投入した。

- ⑧非行認知件数比率
- ⑨不登校認知件数比率
- ⑩校内暴力認知件数比率
- ⑪家庭内暴力認知件数比率
- ⑫生徒間いじめ認知件数比率
- ⑬同僚間いじめ認知件数比率
- ⑭授業不成立認知件数比率
- ⑮児童虐待認知件数比率

(3) 学力変数群

平成18年度データ報告では「全国学力・学習状況調査」がもっとも相関の高さが示された。ここでも「全国学力・学習状況調査全国一都道府県(公立)」の平成19年度のデータを使用した。あくまで代表的指標として中学校の基礎学力といえる以下を都道府県ごとの正答率データを投入した。

⑯「中学校1年生 国語A」正答率

⑰「中学校1年生 数学A」正答率

⑱組合専従休職率

上記の公開データについては47都道府県のデータに基づいているため、47都道府県における発生率とともに③～⑯の14変数と「発生率」の関連をピアソンの相関係数を算出することとした。その結果を表2に示す。また、全体の相関を表3に示す。

(4) 「発生率」との各相関の解説

平成18年度データ報告同様に今回も⑯⑰といった学力の高さが強い負の相関関係で示された。つまり、中学での学力の高い県は「発生率」が低い傾向がかなりの頻度で示されるといえる。

中程度の相関としては③教育委員会の規模と⑦非正規採用教職員比が正の相関を持っていた。つまり、児童生徒数やそれと連動する教職員構成数が平均的に多い自治体と非正規採用の教職員が多い自治体が発生率が高い傾向が示唆されたこととなる。平成18年度報告で政令市の「発生率」が高くなりやすいことが示されたが、都市圏

表2. 「発生率」相関の変数探索

単 相 関	発生率
①／②発生率	1.00
③教育委員会規模	0.47
④学校の平均規模	0.27
⑤「40人学級」比率	0.26
⑥学校自体の数	0.43
⑦非正規採用者比率	0.45
⑧非行認知	0.20
⑨不登校認知	0.02
⑩校内暴力認知	0.29
⑪家庭内暴力認知	0.18
⑫生徒間いじめ認知	0.20
⑬同僚間いじめ認知	-0.04
⑭授業不成立認知	0.19
⑮児童虐待認知	0.13
⑯中学国語A正答率	-0.68
⑰中学数学A正答率	-0.61
⑱組合専従休職率	-0.03

表3. 相関表

	①／②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
①／②発生率	1.00	0.47	0.27	0.26	0.43	0.45	0.20	0.02	0.29	0.18	0.20	-0.04	0.19	0.13	-0.68	-0.61	-0.03
③教育委員会規模	0.47	1.00	0.81	0.61	0.80	0.62	-0.04	0.13	0.34	0.40	0.16	0.10	0.07	0.34	-0.15	-0.04	-0.20
④学校の平均規模	0.27	0.81	1.00	0.65	0.73	0.57	0.05	0.31	0.41	0.37	0.10	0.06	-0.01	0.29	-0.13	0.03	-0.28
⑤「40人学級」比率	0.26	0.61	0.65	1.00	0.53	0.35	-0.06	0.22	0.22	0.19	-0.07	0.06	-0.05	0.26	-0.12	0.01	-0.17
⑥学校自体の数	0.43	0.80	0.73	0.53	1.00	0.46	0.00	0.06	0.35	0.42	0.13	0.05	0.04	0.28	-0.24	-0.19	-0.24
⑦非正規採用者比率	0.45	0.62	0.57	0.35	0.46	1.00	0.05	0.08	0.24	0.48	0.05	-0.07	-0.02	0.37	-0.26	-0.15	0.02
⑧非行認知	0.20	-0.04	0.05	-0.06	0.00	0.05	1.00	0.17	0.38	-0.18	0.25	0.32	0.13	0.11	-0.37	-0.27	0.04
⑨不登校認知	0.02	0.13	0.31	0.22	0.06	0.08	0.17	1.00	0.10	0.24	0.20	0.07	0.08	0.45	-0.09	-0.03	-0.03
⑩校内暴力認知	0.29	0.34	0.41	0.22	0.35	0.24	0.38	0.10	1.00	0.14	0.26	0.25	0.43	0.35	-0.29	-0.15	-0.15
⑪家庭内暴力認知	0.18	0.40	0.37	0.19	0.42	0.48	-0.18	0.24	0.14	1.00	-0.03	-0.04	-0.16	0.20	-0.01	-0.05	0.07
⑫生徒間いじめ認知	0.20	0.16	0.10	-0.07	0.13	0.05	0.25	0.20	0.26	-0.03	1.00	-0.03	0.18	0.24	-0.17	-0.17	-0.03
⑬同僚間いじめ認知	-0.04	0.10	0.06	0.06	0.05	-0.07	0.32	0.07	0.25	-0.04	-0.03	1.00	-0.04	0.20	0.07	0.00	0.09
⑭授業不成立認知	0.19	0.07	-0.01	-0.05	0.04	-0.02	0.13	0.08	0.43	-0.16	0.18	-0.04	1.00	0.15	-0.25	-0.19	-0.13
⑮児童虐待認知	0.13	0.34	0.29	0.26	0.28	0.37	0.11	0.45	0.35	0.20	0.24	0.20	0.15	1.00	-0.15	-0.01	-0.12
⑯中学国語A正答率	-0.68	-0.15	-0.13	-0.12	-0.24	-0.26	-0.37	-0.09	-0.29	-0.01	-0.17	0.07	-0.25	-0.15	1.00	0.86	-0.08
⑰中学数学A正答率	-0.61	-0.04	0.03	0.01	-0.19	-0.15	-0.27	-0.03	-0.15	-0.05	-0.17	0.00	-0.19	-0.01	0.86	1.00	-0.08
⑱組合専従休職率	-0.03	-0.20	-0.28	-0.17	-0.24	0.02	0.04	-0.03	-0.15	0.07	-0.03	0.09	-0.13	-0.12	-0.08	-0.08	1.00

と教育委員会の規模の大きさは相互に関連することは容易に想像できる。また、非正規採用の教員の比率の多さも“教育上の問題の多さに非正規採用の増員で対応している”または、“非正規採用の比率の多い人事行政に問題の根源の一つがある”といった関連の文脈も容易に想像できる。

弱い相関としては④学校平均規模、⑤36人以上学級比、⑥学校自体の数、⑧非行認知件数比、⑩校内暴力認知件数比、⑫生徒間いじめ認知件数比、⑭授業不成立認知件数比がいずれも正の弱い相関であった。つまり、学校規模が大きい傾向のある自治体、「40人学級」に近い学級編成の多い自治体、非行や校内暴力、いじめ、授業不成立などの生徒指導上の問題が深刻な自治体で若干「発生率」が高くなる傾向がみられた。平成18年度データ報告同様に、ここでも従来の教師ストレス研究の実証的成果で特にストレッサーであり規定要因（独立変数）として注目されてきたこれらの変数がさほど強い運動を示さなかったことについて注目したい。

4. 総合考察

(1) 精神疾患による病気休職と職業ストレスの違い

精神疾患による病気休職は分限処分⁽⁶⁾であり、職務執行の限界を行政が判断して命令する性格を持っている。一方で別の概念として命令としての側面を持たない病気休暇という制度もあるが、こちらは公開されているデータはほとんどない⁽⁷⁾。精神科医らから病気休暇をさらに厳しい病気休職として判定する根拠や意義の不透明さを指摘する意見も多く、それぞれを提示することが行政に求められつつある⁽⁸⁾。

平成18年度報告とともに本報告ではすでにみてきたように学力の影響は確認できたが、生徒指導上の諸問題の影響が一貫して弱く、今回特に教育行政に関わる諸変数の影響がより強いことが示された。これは教師ストレスに関する先行研究と比べ少なからず違和感のある結果であるともいえる。が、精神疾患による病気休職がストレスや不適應の結果（ストレス反応）ではあるものの最終的に教育上の人事行政上の命令（分限処分）としての変数にすぎないことと考えれば合理的に説明できよう。中島(2005)などを参考に文脈を整理してみよう。病気休暇

と異なり病気休職の場合は制度として代員の配置が可能となる。そのため、医学的には休暇で充分であっても学校現場の教育活動上はやはり代員の配置のニーズがある。財政上の事情でそのニーズに対応できる自治体が休職を多めに発令し、結果としてストレス反応とは別の変数として「発生率」が示されるという推測である。

(2) 精神疾患以外のストレス・不適應の問題

ところで、平成19年度のデータとして興味深い公刊統計が発表されている。文部科学省が2008年に発表した『指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について』の「表3-1. 条件附採用について 平成19年度（平成19年4月1日～6月1日）に採用された者」である。採用初年度のいわゆる「試用期間」において依願退職した教職員のうち死亡、不採用決定を除いた自らの意志もしくは病気で教職をはなれたものの数であるが、この人数が平成15年の97名から平成19年の287名にまで3倍近い増加を示している。その数的増加を表4に、また近年になっての教員採用者数増加を加味しての伸び率を比較しつつ把握するために年度ごとの採用者数を百分の一にした数値によるグラフを併記した図1を示す。この図表より、あきらかに教員採用者数の伸び率に対して退職者の増加率が交互作用的に大きな伸び率であることが確認できる。

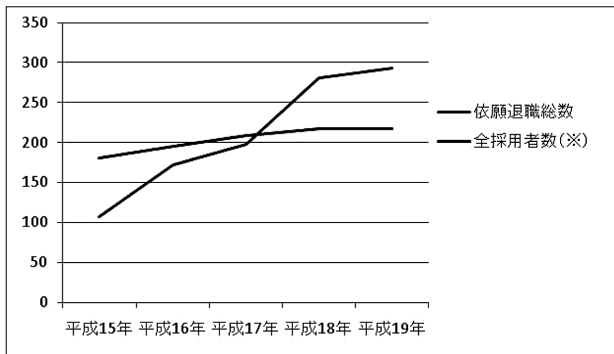
海外特に米英の教師ストレス研究は90年代以降は精神疾患よりも離職の予防に目的をシフトさせている（例えば、Trvers&Cooper, 1996）。メンタルヘルスよりも人材流出の危機という問題の深刻化への対策とも見ることができる。現在国内で離職という視点から教師ストレス研究を見たものはほとんどない。悲観的な予測ではあるが、今後の我が国の教師を巡る状況がメンタルヘルス・ストレス予防の問題といった「現場の支援の課題」から、離職や志望者の減少の結果と教員の質・量双方からの枯渇といった「人的資源の欠乏の問題」にまで悪化する恐れを感じるができる。人的資源の枯渇は予算で対応できず、個別のサービスの向上や教育の理想等以前に足下から現在の学校教育を揺るがしかねない問題である。離職やキャリア、適応にも教師ストレス研究の目的が配慮される必要を提案したい。

表4. 試用期間における退職者数の変化

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
(A) 依願退職総数	107	172	198	281	293
(B) うち不採用決定者	10	15	16	14	12
(C) 不採用以外の依願退職者 (A) - (B)	97	157	182	267	281
(D) 全採用者数 (※)	181.07	195.65	208.62	217.02	217.34
(C) / (D) 発生比率	0.54%	0.80%	0.87%	1.23%	1.29%
(参考1) 死亡退職者	1	5	6	5	5
(参考2) 依願退職のうち病気による者	10	61	65	84	103

※試用期間退職者を除く数字

図1. 試用期間における自己理由退職者の伸び率



※比較のため全採用者数の数字は100分の1にしてグラフ化を行った。

(3) 今後の課題としての地域性の検討

平成18年度データ報告とあわせて本稿は精神疾患による病気休職者という視点で都道府県といった単位で地域性を探ってきた。その結果、ある種当然の結果ではあるが人事行政の単位である都道府県が人事としての「発生率」に影響力を持っていたことを確認する結果となった。しかしながら、人事の問題では説明しきれない問題も確認できたといえる。いわゆる学力や教育課程の円滑な進行の重要さと給食費を未納するような一部の保護者の問題、さらに都市部や教育行政の規模が必ずしも大きくない特定の地域の問題などである⁽⁹⁾。ここで示唆された問題を考えれば都道府県や政令市特有の社会学的諸条件や風土の問題以外によりミクロな学区という単位に地域性のテーマを移すことが少なくとも教育上の諸問題を探る上で生産的といえるのかもしれない。学校種別に基づいて地域性の比較をより詳細に探ることで具体的な教師ストレスや教師の適応に改善の方向性を示しうると期待

したい。

注 釈

- (1) 本報告の教職員とは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員（本務者）を指す。
- (2) 小島・中村・篠原(2002)が質問紙作成・調査の実施までを論じ、小島・中村・篠原(2004)が都道府県ごとのデータ報告を行っている。調査の実施までの手続きに厳密な母集団と類似のデータ収集の配慮を行っており、特に精度の高さが期待できる報告である。
- (3) 文部科学省ホームページの以下よりデータを得た。http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afldfile/2009/01/26/1217866_11.pdf
- (4) 『学校基本調査 平成19年度』(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/08010901/003.htm)の各Excelシートよりデータを入手した。
- (5) 本稿ではデータの性格上、データ件数が47であるため有意判定などは参照せず、相関係数の大きさをもとに議論を行う。ここでは相関係数±0.20未満を無相関、±0.20～±0.39程度を弱い相関、±0.40～±0.59程度を中程度の相関、±0.60～±0.79程度を強い相関、±0.80以上を同一ないし逆転した同一内容の変数を疑うといった基準で議論を行う。本文には示さなかったが組合活動による専従による休

職者(⑩)も変数として検討してみたところ「発生率」とは無相関であったことも指摘しておきたい。

- (6) 分限処分とは「校務の能率の維持向上のため、職員が職責を十分に果たし得ないときに行われる規律」(木宮, 2008, p. 408)であり懲戒処分との対をなす処分である。「免職」,「休職」,「降任」,「降給」,「失職」からなる(地方公務員法第27条, 28条)。今回とりあげた教職員のほとんどは県費負担教職員であり分限処分の判断は都道府県およびそれに準じる政令市の教育委員会であるが(地方教育行政法第37条),設置者が市町村である場合はその教育長の内申に基づいて行われる(地方教育行政法第38条)。
- (7) 病気休暇の判定やその間の給与の実態,期間については自治体において一定していない。例えば群馬県については給与については180日以内の休職期間は全額支給,休職期間の一年間までは8割支給,それ以上は無休で3年目において復職か退職判定を行うこととなっており,期間については180日までが休暇扱いとなっている。制度上は特定疾患においては360日まで上限に休暇扱いが行われる場合もある(森部, 2007)。
- (8) 例えば日本教育経営学会第49回大会公開シンポジウム「教職員の健康・学校組織の健康」における保坂亨氏の議論などがあげられる。そこではある県のデータとして休職者に対し特別休暇者・療養休暇者が10年以上にわたり概ね5~6倍であることなどが指摘されている(保坂, 2009a)。また,同様の議論として中島一憲氏も一貫して指摘している(中島, 1998; 2002; 2005; 2007)。あわせて,保坂(2009b)では本報告同様のデータを基に休職問題を議論している。
- (9) 例えば学力問題については受験学力とは別に公教育において「落ちこぼれをつくらない」底上げ型の学力指導が児童生徒全体の学習態度を良好に維持するとの指摘がある(河本, 2010)。

引用文献

- 遠藤雅之1997「教職員のメンタルヘルス」北海道立精神保健福祉センター編『精神保健福祉センター年報』30, pp. 95-100.
- 保坂亨 2009a 「教員のメンタルヘルス悪化を構造的に捉える」『日本教育経営学会第49回大会要旨集』pp. 98-99.
- 保坂亨 2009b 『“学校を休む” 児童生徒の欠席と教員の休職』 学事書房
- 木宮岳志 2008「教職員と服務規律」『学校生活の法律相談』学陽書房, pp. 367-417.
- 小島秀夫・中村朋子・篠原清夫2002「教師の全国調査の計画と実施」『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』51, pp. 189-199.
- 小島秀夫中村朋子篠原清夫2004「教師が体験した困難の地域差」『茨城大学教育実践研究』23, pp. 351-358.
- 河本敏浩 2009 『名ばかり大学生—日本型教育制度の終焉—』 光文社新書
- 森部英生 2007「休暇・休職となった場合の法律対応—校長,教育委員会のすべきこと—」『臨時増刊 児童心理』861(2007年6月号), pp. 72-78.
- 中島一憲 1998 「教師のこころの病から」『学校メンタルヘルス』1, pp. 47-50.
- 中島一憲 2002 「こころの光と影」『学校メンタルヘルス』5, pp. 7-14.
- 中島一憲 2005「教師のメンタルヘルス—最新データによる臨床的検討—」『学校メンタルヘルス』8, pp. 35-41.
- 中島一憲 2007「教師のメンタルヘルスをどう支えるか」『学校メンタルヘルス』10, pp. 21-33.
- 奥平貴代・砂川洋子・勝綾子・国吉緑・桐山雅子・比嘉理恵・真栄城千夏子 2000「沖縄県における中学校教師のライフストレスに関する研究」『学校保健研究』42, pp. 271-282.
- 杉澤あつ子・中島一憲・吉川武彦・杉澤秀博1996「都市部の公立学校教員の健康とその関連要因」『体力研究』91, pp. 167-172
- Travers, C.J. & Cooper, C.L. 1996 Teacher under the Pressures, P₁₀+ladye

高木亮・北神正行 2007 「教師の多忙と、多忙感を規定する諸要因の考察Ⅱ－教師の多忙感としてのストレスの問題を中心に－」『岡山大学教育学部研究集録』135 137-146.

高木亮 2009 「都道府県ごとの教師の精神疾患を原因とした病気休職『発生率』のデータ報告－平成18年度のデータを中心に－」『中国学園紀要』8, pp. 109-115.

謝 辞

本稿作成に当たってはデータ使用の許諾をいただきました茨城大学教育学部小島秀夫教授に心よりお礼申し上げます。また、本稿のデータ整理の段階で本学こども学部 高旗正人教授よりご指導を頂きました。心よりお礼申し上げます。